

伊賀市市営住宅入居抽選会実施概要

○参加申込 市営住宅の入居を希望する人は、入居抽選会の参加申込書を伊賀市に提出するものとする。

なお、優先入居抽選を受ける人は、必要な証明書等を添付すること。

○抽 選 会 令和7年8月18日(月) 伊賀市役所 本庁舎 4階会議室405

住所 伊賀市四十九町3184番地

①優先入居抽選会＝受付：午前9時15分～、抽選会：午前9時30分

②一般入居抽選会＝受付：午前10時～、抽選会：午前10時15分～

(抽選開始時間に不在の場合は、失格となる。)

※なお、令和7年8月8日までに郵便で「市営住宅入居抽選会通知」又は「市営住宅入居資格不適合証」を発送する。

抽選会当日は、必ず「市営住宅入居抽選会通知書」を持参すること。

○優先入居

①一般募集の公開抽選に先立ち、優先入居抽選を行う。

②定められた空家の入居希望の団地を指定し、一般募集の方より優先して入居当選者となることができる。

③優先入居抽選会において落選した場合でも、再度、入居希望を指定した団地に対し一般募集の抽選を行うことができ、入居当選者または補欠者となることができる。ただし、指定した団地で一般募集の抽選がない時は、指定した団地以外での抽選はできない。

○抽選方法

① 入居希望団地ごとに抽選を行う。

② 受付順に予備抽選を行い、本抽選の順番を決める。

③ 抽選者数と同数の1からの数字玉を抽選器に投入し募集戸数以内の数字を引き当てた者を仮当選者とし、それ以降の数字玉を引き当てた者を順次入居補欠者とする。

④ 募集戸数1戸の場合、1を引き当てた者が仮当選者となり、2以降の者が入居補欠者となる。

○その他

① 入居仮当選者は、入居に必要な関係書類を5日以内に提出しなければならない。5日以内に書類の提出がない場合は、入居仮当選を棄権したものとみなす。

② 市営住宅管理条例第9条第3項の規定により、入居補欠者の資格期間については令和7年9月30日(火)までとする。

③ 上記の期間に、入居希望団地に空家が生じた場合は、入居補欠者番号の若い者から順次繰上げ入居仮当選者とする。

★問い合わせ先

建設部住宅課 TEL 22-9737